

## 25

## 学園緑が丘(小束山6丁目)地区

協定区域	垂水区小束山6丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可	1985年10月1日
	面積	47,568.79 m <sup>2</sup> ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新	1996年1月10日
用途地域	・第1種低層住居専用地域 ・第1種住居地域		有効期間	更新	2006年1月10日
				更新	2016年1月8日

## 協定内容の概要

- (1) 建築物の地盤面からの高さは10メートルを限度とする。
- (2) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の5を限度とする。
- (3) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の10を限度とする。
- (4) 日影による建築物の制限については、建築基準法56条の2（第一種低層住居専用地域内の制限）の例による。
- (5) 建築物は1区画に地上2階以下の1戸建てとし、その用途は専用住宅とする。ただし、二世帯住宅、離れ、茶室等建築協定運営委員会が許可したものはこの限りではない。
- (6) 各宅地の区画、地盤面の高さを変更してはならない。
- (7) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、これに満たない距離にある建築物もしくは建築物の部分が、外壁もしくはこれに代わる柱の中心線の長さが3メートル以下である場合、又は物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積が5平方メートル以内である場合は、この限りでない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

\* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

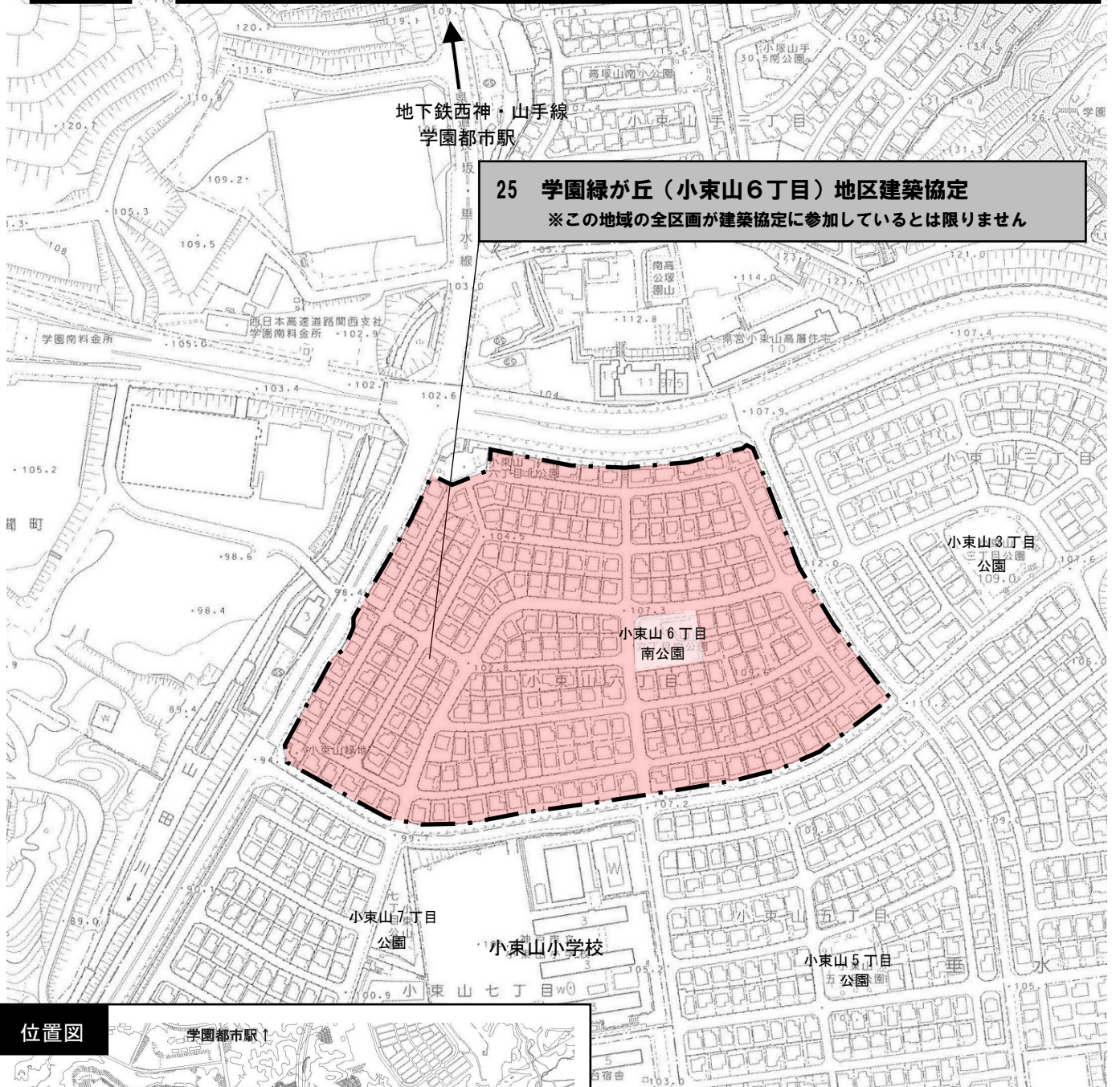
\* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

\* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

25

# 学園緑が丘(小束山6丁目)地区



**25 学園緑が丘(小束山6丁目)地区建築協定**  
※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません

## 位置図

